糖度計	一台	
生徒用椅子及び机	定員と同数	
更衣用ロッカー	定員と同数	
オーブン	一台	一実習室につき
ケーキミキサー	一組	
作業台	五台	
一文字火床	一組	
計量器	二台	
温度計	一台	
ちゆう房レンジ	一組	

糖度計	一台	
生徒用椅子及び机	定員と同数	
更衣用ロツカー	定員と同数	
オーブン	一台	一実習室につき
ケーキミキサー	一組	
作業台	五台	
一文字火床	一組	
計量器	二台	
温度計	一台	
ちゆう房レンヂ	一組	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十二年三月三十一日までに製菓衛生師法施行規則第十九条に規定する指定養成施設（次項において「指定養成施設」という。）に入所した生徒に係る昼間課程及び夜間課程の必修科目の授業時間数に関しては、なお従前の例によることができる。

3　この省令の施行の際現に存する指定養成施設の昼間課程及び夜間課程の必修科目の授業時間数、専任教員及び学習用の器具その他の備品については、この省令による改正後の製菓衛生師法施行規則第十八条第一号イ及びハ並びに第二号イ並びに別表の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。